

総務委員会行政視察概要

- 1 視察月日 令和8年7月21日（火）～7月23日（木）
- 2 視察先及び視察事項
 - （1）富山県氷見市
令和6年能登半島地震における財政運営について
 - （2）石川県志賀町
令和6年能登半島地震の被害・復興状況等について
 - （3）石川県加賀市
都市ブランドを活用した地域価値創出と財源確保の取組について
 - （4）福井県
福井県におけるコンプライアンス推進の取組について
- 3 視察委員

委員長	大	桑	正	貴
副委員長	竹	内	康	洋
同	大	岩	真善和	
委員	黒	川		勝
同	山	下	正	人
同	横	山	正	人
同	仁	田	昌	寿
同	藤	崎	浩太郎	
同	く	しだ	久	子
同	こ	がゆ	康	弘
同	井	上	さくら	

視察概要

1 視察先

富山県氷見市

2 視察月日

7月21日（火）

3 対応者

市議会議長（挨拶）

企画政策部防災・危機管理監（挨拶）

総務部財務課長（説明）

総務部財務課課長補佐（説明）

4 視察内容

令和6年能登半島地震における財政運営について

ア 被害の概要と取組の経緯

氷見市では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、住家被害、水道・下水道施設、道路、農林水産施設等に甚大な被害が生じた。特に液状化による被害が深刻であり、住家の全壊232棟、半壊504棟、一部損壊6037棟に加え、市内全域約1万4000世帯が断水するなど、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼした。また、発災直後から避難所運営、応急復旧、災害廃棄物処理等への対応が必要となり、多額の財政需要が発生した。

このため同市では、能登半島地震からの復旧・復興を市政運営の最優先課題に位置づけ、「被災者・被災事業者への支援」「社会を支える公共インフラ等の災害復旧」「防災・減災対策の充実」などを柱として、復旧・復興に係る事業を重点的に推進することとした。さらに、単なる原状回復にとどまらず、人口減少等の地域課題への対応も見据えた「創造的復興」を目指し、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めている。

イ 取組の概要

同市では、震災発生以降、令和5年度から令和8年度までの復旧・復興関連経費として約277億円を予算化している。発災直後は財源確保の見通しが立たない中で、予備費の活用や専決処分による補正予算編成に加え、財政調整基金の取崩しにより迅速な対応を行った。

これにより、避難所運営や生活再建支援、災害廃棄物処理、公共施設の応急修繕等を速やかに実施した。

主な事業としては、災害廃棄物処理事業、液状化対策推進事業、災害公営住宅整備事業及び公共インフラ等の災害復旧事業を実施している。液状化対策については、宅地の復旧支援に加え、間島・栄町地区、北大町地区及び中央町・比美町地区の3地区を対象として、地下水位低下工法による宅地液状化防止事業を進めている。また、災害公営住宅については市内3か所で計69戸を整備する計画としている。さらに、道路や上下水道施設、農林水産施設等の本格復旧にも取り組んでおり、被災地域の生活基盤の再建を進めている。

財源については、災害救助法の適用や激甚災害指定により、国県支出金や特別交付税を最大限活用するとともに、交付税措置率の高い災害復旧事業債等を活用することで、市の実質負担額の抑制を図っている。復旧・復興関連事業費約236億円に対し、市の実質負担額は約20億円程度に抑えられる見込みであり、国の財政支援制度を有効に活用した財政運営が行われている。

ウ 財政運営への影響と今後の課題

発災後は避難所運営や応急復旧等に係る経費の増加により、令和5年度決算における実質単年度収支が赤字となったものの、その後は特別交付税や国県支出金、市債等の活用により必要な財源を確保している。一方で、人口減少や少子高齢化に伴う市税収入及び地方交付税の減少が見込まれる中、人件費や物件費、公債費の増加に加え、震災復興に伴う継続的な財政需要が見込まれており、今後の財政運営は一層厳しくなることが想定されている。

同市では、令和7年度から令和16年度までの中長期財政見通しを策定し、基金の活用による収支均衡を図るとともに、事業の選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドの徹底、デジタル化の推進などの行財政改革に取り組むこととしている。また、復旧・復興を総合戦略に位置づけ、産業振興や交流人口の拡大など、地域活性化の取組と一体的に推進することで、持続可能な財政運営につなげていく考えが示された。

エ 質疑概要

Q 令和5年度の予備費に財政調整基金は含まれているのか。

A 財政調整基金を予備費と一体として整理し、支出している。

Q 財政調整基金の積立てと社会課題を解決するための支出について

て、どのようにやりくりしているか伺いたい。

A 決算見込みを算定する際、財政調整基金に積み立てることができる金額を算定し、積み立てている。

Q 国からの補助金の活用に当たっては、現場からは不十分との声もあるかと思うが、状況を伺いたい。

A 国により、県や能登の12市町が実施する能登の創造的復興に資する事業に幅広く活用できる自由度の高い「能登創造的復興支援交付金」が創設されているが、氷見市は対象外となっている。地震はエリアで考えるべきものだが、県により区分されている状況である。

Q 防災計画は被災する前から策定されていたかと思うが、具体的にはどのような想定外の事態が発生したのか。

A 地震に伴う車の渋滞のほか、水や食糧などの備蓄品の不足が挙げられる。特に水は想定以上に不足した。

Q 復興に係る工事に当たっては、地元の事業者が発注することができるか。

A 発注自体はできるが、時間的制約や資材の値上がり等の理由により、地元の事業者が仕事を請け負うことができない状況である。市としては地元の事業者に請け負っていただきたいが、事業者側が手一杯になっている。市民からすれば早く修繕してほしいと考えるので、結果として市外事業者が発注する形となっている。

Q 発災後、議会とはどのように対応したのか伺いたい。

A 各議員と情報共有しながら適時適切に災害対応に取り組んだほか、必要な専決処分も行ったところである。

Q 令和6年3月まで議会を開かなかったようだが、問題はなかったのか。

A 各議員と適時適切に意思疎通を図りながら対応したため、特段の問題は発生しなかった。

Q 中長期的な財政見通しについて、どのように考えているのか伺いたい。

A 財源の確保が大きな課題となっているため、総合戦略において震災からの復興を位置づけ取り組むこととしている。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(氷見市議会議場にて)

視察概要

1 視察先

石川県志賀町

2 視察月日

7月22日（水）

3 対応者

町議会議長（挨拶）

副町長（挨拶及び説明）

町議会事務局主査（説明）

4 視察内容

令和6年能登半島地震の被害・復興状況等について

ア 被害の概要と初動対応

志賀町では、令和6年1月1日に発生した能登半島地震により最大震度7を観測し、人的被害として死者29人、重傷者19人、軽傷者97人が発生した。住家被害は全壊563棟、大規模半壊437棟、中規模半壊521棟、一部損壊等5972棟に及び、町内全域で約8800世帯が断水するなど、町民生活や地域経済に深刻な影響を与えた。また、ピーク時には指定避難所17か所に約3900人、自主避難所34か所に約6200人が避難し、合わせて約1万人が避難生活を余儀なくされた。

発災直後は、町長を本部長とする災害対策本部を設置し、被害情報の収集や避難所運営、物資供給等を開始した。しかし、職員自身も被災する中、職員参集率は約62%にとどまり、指揮命令系統や役割分担が十分に機能しない状況が生じた。このため、発災後に派遣された愛知県の災害マネジメント総括支援チーム（GADM）が本部運営や受援調整を担い、災害対応体制の立て直しを図った。また、全国の自治体や関係機関から人的支援を受けながら、避難所運営や物資管理、被災者支援等に対応した。

イ 復旧・復興の取組

同町では、令和6年7月に策定した復興計画において、暮らしとコミュニティの再建、生業・地域産業の再建、災害に強く住み続けられるまちづくり及び将来のまちづくり・ひとづくりの4つを復興方針として掲げ、創造的復興に向けた取組を進めている。具体的に

は、被災建物の公費解体や災害公営住宅の整備、公共インフラの復旧、観光振興や産業再建支援、防災力強化等を柱としている。

被災住宅の再建については、公費解体の申請4936棟に対し、令和8年6月時点で約99%に当たる4863棟の解体が完了している。また、復興公営住宅については、4団地183戸の整備を進めており、令和10年2月の完成を予定している。さらに、定住促進住宅地の整備や、義務教育学校と避難拠点施設を併設した新たな教育・防災拠点の整備など、復興と将来のまちづくりを見据えた取組が進められている。

一方で、インフラ復旧は依然として道半ばとなっている。町道223キロメートルのうち、復旧済みは約20キロメートル（約9%）となっている。下水道は約32キロメートルの被災区間に対し、復旧率は約5%であり、上水道も応急復旧は完了したものの、本復旧は約2%にとどまっている。能登地域全体で復旧工事の需要が集中していることによる事業者不足や、資材調達の遅れ、入札不調などが課題となっており、同町では令和12年度を目途とした本格復旧を目指している。

ウ 災害対応のデジタル化と今後の課題

同町では、今回の震災対応を通じて、被災者情報の把握及び共有の仕組みの重要性が改めて強く認識された。要因としては、避難者が指定避難所、自主避難所、車中泊、広域避難など多様な形態で避難したことにより、避難者の所在や支援ニーズの把握が困難となったことが挙げられる。また、全国から派遣された応援職員や支援団体ごとに使用する様式や情報管理手法が異なり、情報の集約や引継ぎに多くの時間と労力を要したことも一因となっている。

こうした課題を踏まえ、石川県では被災者台帳や避難所情報を活用した被災者データベースの構築に取り組むとともに、県内統一の避難所マネジメントシステムの導入を進めている。また、同町においても被災者支援業務の効率化や避難所情報の一元管理を図るため、デジタル技術の活用を検討している。併せて、防災行動計画（タイムライン）の整備、防災士等の人材育成、受援体制の強化、トイレカーや通信環境の整備など、災害に強い地域づくりに向けた取組を進めている。

エ 質疑概要

Q 職員も被災している中、現状の災害対応の仕組みには無理があるのではと考えるが、当日の職員の様子はどのようなものであっ

たか伺いたい。

A 被災している職員も多くいたが、どの職員も責任感が強く、切り替えて災害対応に当たっていた。

Q 職員が避難所のトイレ掃除などを行うこともあると聞くが、職員のやる気に頼ると限界が来ると思う。そういった事情を国に要望として上げていく必要があると考えるが、見解を伺いたい。

A 同町では幹部職員もトイレ掃除を行ったところである。災害対応の仕組みとしては、国が共通化されたシステムを構築する必要があり、内閣府の防災担当にその重要性を伝えたこともあるが、予算の継続性との兼ね合いで難しいとのことであった。

Q 災害関連死が直接死の倍以上あるが、どのようなケースが想定されると分析しているのか。

A 個別のデータが取れないため、原因が分からない状況である。県の1.5次避難所でトリアージした際のデータがあれば傾向が分かると思うが、それができていないところである。なお、自死した方もいたということは分かっている。

Q 下水道の復旧率が5%とのことだが、広く事業者に募集をかけても入札されなかったのか。

A 事業者が技術者がいなければならないという制約があり、どこかで仕事を請け負っていると他の仕事の入札ができないため、結果として復旧がなかなか進まない状況である。また、県の仕事の方がより利益が大きいと判断され、そちらに流れる傾向もあるほか、能登半島は周辺が海となっており、宿泊所が少ないため、事業者が受注しづらいという問題もある。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(富来復興商店街にて)

視察概要

1 視察先

石川県加賀市

2 視察月日

7月22日（水）

3 対応者

市議会議長（挨拶）

産業部観光課企画官（説明）

総務部企画課リーダー（説明）

4 視察内容

都市ブランドを活用した地域価値創出と財源確保の取組について

ア 取組の経緯

加賀市は、加賀温泉郷（山代温泉、山中温泉、片山津温泉）をはじめ、九谷焼や山中漆器などの伝統工芸、北前船文化、豊かな食など、多彩な地域資源を有している。かつては年間約400万人の観光客が訪れる北陸有数の観光地であったが、旅行形態の変化や人口減少等により、宿泊客数は長期的に減少傾向にある。こうした中、単なる観光客数の拡大ではなく、地域の歴史・文化・伝統工芸・食などを活用した都市ブランドの確立と、高付加価値化による地域経済の活性化が課題となっていた。

そのため同市では、加賀温泉郷を中核とした観光ブランドの再構築に取り組むとともに、観光消費額の向上や関係人口の創出を通じた持続可能な地域づくりを推進している。また、観光振興と並行して、ふるさと納税や企業版ふるさと納税を活用した自主財源の確保にも積極的に取り組み、地域価値の向上と財源確保を一体的に進めている。

イ 取組の概要

観光分野では、観光庁の「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」を活用し、旅館客室の高付加価値化改修や老舗和菓子店の改修、廃業旅館の撤去及び公園整備などを実施している。令和4年度及び令和5年度には、多数の施設整備事業が実施され、地域全体の魅力向上を図っている。

また、インバウンド誘客については、海外富裕層を含む高付加価値旅行者をターゲットとし、専門事業者と連携した体験型商品の造成やローカルガイドの育成を進めている。さらに、北陸新幹線沿線の加賀温泉駅、芦原温泉駅及び黒部宇奈月温泉駅を有する３市による共同プロモーションや、石川県と連携した海外旅行会社・メディア向けプロモーションなどを実施し、北陸地域全体としての誘客強化にも取り組んでいる。

加賀温泉郷内の周遊促進策としては、三温泉や観光施設等を効率的に巡ることができる「ＥＣＯ乗りクーポン」の販売や、地域食材を活用した「加賀パフェ」、「加賀ふぐ天めし」などのご当地グルメの開発を進めている。また、公共交通の補完や観光客の移動利便性向上を目的として、全国でも先進的な取組である「加賀市版ライドシェア」を導入し、地域交通の確保と観光振興の両立を図っている。

ウ 地域価値創出と財源確保の成果

ふるさと納税については、専任職員の配置に加え、中間事業者及び返礼品事業者との連携体制を構築し、戦略的な運営を行っている。その結果、寄附額は令和３年度約４億２千万円から令和７年度には約１１億９千万円へと大幅に増加し、件数についても約５千件から３万件を超える規模へ拡大している。寄附額の増加は、地域資源を活用した返礼品の磨き上げや効果的なプロモーションによる成果である。

返礼品の特徴としては、工芸品・雑貨及び宿泊・体験型返礼品が寄附額全体の約７５％を占めている。特に、地元企業が開発した次世代食器ブランド「ＡＲＡＳ」や、加賀温泉郷の宿泊券・宿泊クーポンなどの体験型返礼品が高い支持を集めており、地域産業振興と観光誘客の相乗効果を生み出している。単なる物品提供にとどまらず、加賀らしさを体験できる返礼品によって、加賀市のブランド価値向上と関係人口の創出につなげている点が特徴的となっている。

企業版ふるさと納税についても、金融機関や民間事業者との連携を活用しながら寄附企業の開拓を進めている。近年は災害復興支援や人材育成分野への寄附受入れを進めるとともに、大型イベントなどを契機とした企業との関係構築にも取り組んでいる。

本市では、今後、制度改正や市場環境の変化を見据え、返礼品中心の施策から、寄附者との交流機会の創出や情報発信の強化による

加賀市ファンの獲得へと重点を移していく方針を示している。都市ブランドの価値向上と自主財源確保を一体的に進めることで、持続可能な地域経営を目指す取組となっている。

エ 質疑概要

Q 加賀市版ライドシェア委託先はどこか伺いたい。

A 一般社団法人加賀市観光交流機構に委託している。

Q U b e r のサイトを拝見すると、タクシー又はライドシェアを選択することができるようになっている。タクシーは料金が確定していないが、ライドシェアは料金が確定しており、安価な構成となっている。ライドシェアの実施に当たっては、タクシー業者の反対はなかったのか。

A ライドシェアの運行・安全管理をタクシー事業者である金沢第一交通株式会社が行っているため、特段の反対はなかった。

Q タクシー事業者にも収益が計上される構造となっているため、反対がなかったということか。

A お見込みのとおりである。

Q ふるさと納税について、市がお勧めする返礼品はあるか。

A 食については、ぶどうのルビーロマンや梨の加賀しずく、加能ガニが挙げられる。その他には、次世代食器ブランドの A R A S や加賀温泉郷の宿泊券・宿泊クーポンなどの体験型返礼品がある。

Q 廃業旅館の撤去のスキームや費用負担及び土地の権利関係の整理等はどのように行ったのか伺いたい。

A スキームについては、市が立てた計画に基づき観光庁が採択し、採択後は観光庁と事業者とで直接やり取りをする制度となっている。そのうちの廃業旅館 1 軒については、市の土地開発公社が取得し、普通財産として市で所有している。権利関係が複雑に絡むケースもあるが、本件の場合はそこまでではなかった。

Q 老舗和菓子店の改修についても伺いたい。

A 観光庁と事業者とが直接やり取りをしており、市の負担は生じていない。

Q 観光者数よりも消費額の増額を目標にすることだが、一人当たりの目標金額を伺いたい。

A 観光者の消費額の調査方法が課題となっており、検討しているところである。

Q 金沢方面からのルートづくりは行っているのか。

A 昔は本市との直通バスがあったが、廃止した経緯がある一方で、交通手段はあるため、よりPRしていきたいと考えている。

Q ふるさと納税について、高額商品が多いが、納付額として多い商品を伺いたい。

A 高級旅館や工芸品などが多く、一人当たりの平均納付額は約3万5千円となっている。全国のふるさと納税額上位の市町村の一人当たりの納付額の平均は約1万5千円なので、本市は高級な返礼品が多いことが特徴と考えている。

Q 温泉地に星野リゾートも参入しているかと思うが、税金を投入したことによる地元旅館からの反対はなかったのか。

A 古総湯という、昔ながらの湯あみ体験ができる施設があるが、この施設の利用券を星野リゾートの負担において宿泊者に配付した結果、黒字化したという事例がある。星野リゾートはその土地の価値を再発見し、伸ばすような取組を行っている認識している。

Q 北陸新幹線の開業により東京からの観光客が多いかと思うが、関西からの観光客も多いのか。

A 従来、関西方面からの観光客は特急サンダーバードで来られるケースが多かったが、現在は敦賀駅での乗り換えが必要となっているため、客足がやや減少し、その後横ばいの状態が続いている。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(加賀市議会議場にて)

視察概要

1 視察先
福井県

2 視察月日
7月23日（木）

3 対応者
県議会局議事調査課長（挨拶）
総務部コンプライアンス推進課長（挨拶及び説明）

4 視察内容
福井県におけるコンプライアンス推進の取組について
ア 取組の経緯

福井県では、令和7年4月に県職員から前知事によるセクシュアルハラスメントに関する公益通報を受理したことを契機として、外部弁護士3名による特別調査委員による調査を実施し、事実関係や原因分析、再発防止策の検討を実施した。調査の結果、知事在任中及び過去の幹部職員時代において複数の職員に対するセクシュアルハラスメント行為が認定されるとともに、内部通報体制の機能不全や管理職の問題意識の希薄さ、被害を申告しにくい組織風土などの課題が指摘された。

調査報告書では、ハラスメント相談体制の強化、特別職を含めた私的コミュニケーションツールの使用制限、職場アンケートの実施、管理職研修の充実などが提言された。これを受け、福井県では県政に対する信頼回復と再発防止を目的に、ハラスメント防止体制及びコンプライアンス推進体制の抜本的な見直しを進めることとなった。

イ 取組の概要

福井県では、再発防止策の柱として「起こさせない」「見逃さない」「繰り返さない」の3つを掲げ、制度整備と組織風土改革を一体的に推進している。令和8年4月には、都道府県として初となる福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例を施行し、知事、副知事及び教育長を含む全ての職員等を対象として、ハラスメント防止に関する責務や相談体制、不利益取扱いの禁止等を明文化した。

特に、副知事に対して知事へ改善を求める責務を規定したことや、第三者相談窓口の設置を条例上位置づけたことが特徴となっている。

また、令和８年４月にはコンプライアンス推進課を新設し、知事を本部長とするコンプライアンス推進本部及び外部有識者で構成するコンプライアンス委員会を設置した。これにより、相談案件への対応だけでなく、組織全体のコンプライアンス推進や再発防止策の検証を行う体制を構築している。

相談体制の強化については、従来の内部相談窓口に加え、外部弁護士による第三者相談窓口を設置した。相談者本人だけでなく家族や同僚なども利用可能とし、匿名相談にも対応している。また、管理職がハラスメント相談を受けた際にはコンプライアンス推進課への報告を義務付けるなど、相談情報が組織内で埋もれない仕組みを整備している。さらに、特別職を含めた業務上のLINE等の私的コミュニケーションツールの使用禁止や、退職手当支給制限制度の見直しなども実施している。

加えて、特別職、管理職及び全職員を対象としたハラスメント防止研修や相談担当者向け研修を実施するとともに、「福井県ハラスメント防止ハンドブック」を改訂し、相談対応や職場管理者の役割、具体的なハラスメント事例等を分かりやすく整理して周知している。

ウ 取組の成果と今後の課題

新たな相談体制の運用開始後、令和８年６月末時点では、相談窓口や職員アンケート調査を通じて１３９件の相談等が寄せられている。このうち７９件については、人事的措置、職場環境改善、教育的指導など一定の対応を終えており、従来は表面化しなかった事案の把握につながっている。また、第三者相談窓口や福井県コンプライアンス委員会の設置により、相談しやすい環境づくりが進められている。

一方で、県が実施した実態調査では、現在もハラスメントに悩む職員が一定数存在しており、制度整備だけでは十分ではないことが認識されている。そのため、今後は相談制度の更なる周知、管理職のマネジメント能力向上、職場アンケート等による継続的な実態把握に加え、「職場環境が改善されたか」、「安心して働ける職場になったか」といった観点から施策効果を検証し、組織風土改革を進めて

いく方針としている。

エ 質疑概要

Q 調査報告書やハラスメント防止の取組は、被害者側の視点に立ったものになっていると感じた。前知事以外の幹部職員は残留しており、組織としては変わっていないとも言えると思うが、なぜここまで取り組むことができたのか。

A 本件については、総務省からの出向職員である鷲頭副知事がリーダーシップを取っていた。職員への思いやりがあり、記者会見では必ず自身の言葉で説明し、被害者に対するお詫びを述べていた。トップによるコミットメントは非常に大切だと実感した。

Q 再発防止策について、副知事が調査と並行しながら検討していたということか。

A 再発防止の取組については、調査報告書が提出される前から様々な検討を行っており、調査報告書の内容を踏まえた微修正を行った後、全員協議会に臨んでいる。

Q 特別調査委員は東京弁護士会と地元である福井弁護士会から選任されているが、どのように選ばれたのか伺いたい。

A 内部で検討した上で、東京や県内の弁護士事務所に相談に行き、ハラスメント調査に実績があり、かつ福井県と特別な利害関係がない方を紹介していただいた。

Q これまでの組織では、なぜハラスメントを防ぐことができなかったのか。

A 圧倒的な権力勾配があり、職員が声を上げられない状況にあったと考える。

Q 前知事が辞職する前、議会としてはどのような役割を果たしていたのか。

A 議会の場で退職手当や説明責任等について議論していただいた。その結果として、福井県知事等の退職手当に関する条例の改正提案につながったと考えている。

Q 福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例第5条第5項において、知事の言動がハラスメントに該当するおそれがある場合は、副知事が改善を求めることを義務付けるとされているが、副知事の立場からすると、自身の身分にも影響することになりかねないと思う。副知事の身分保証の規定は設けているのか。

A 本条例では、ハラスメントを訴えた場合に不利益な取扱いをし

てはいけないという規定があるが、副知事はそれだけ責任が重いとすることもできる。

Q 申し出た職員の案件は副知事に報告されるのか。

A 実務としてはコンプライアンス推進課が行う。

Q 案件については、議会側にも報告される仕組みとすることで、議長から知事に対して勧告ができるようになり、二元代表制の機能が果たせるのではないかと考えるが、所見を伺いたい。

A 私見となるが、議会のチェック機能自体は必要と考えるが、職員の作業負担への配慮などを検討する必要があると考える。

Q 職員組合は関与していないか。

A 全く関与していない。

Q LINE等の私的コミュニケーションツールの使用を禁止している趣旨を伺いたい。

A 本県が把握することができないツールでのやり取りを禁止するものである。現在、業務コミュニケーションツールとしてTeamsを使用しているが、そもそも基本的なやりとりはそこで事足りると考える。LINEは公私の区別がつきにくく、やり取りが長く続いてしまうこともあるため、本当に危険であると考えている。議会側では職員とのやりとりに際し影響はあったとは聞いているが、基本的には使う必要がないものと考えている。

Q 職員とのコミュニケーションを取るに当たり、ルール化や規制が難しいかと思うが、具体的にはどのように行っているのか。

A セキュリティポリシーにおいて一律禁止としている。

Q 調査報告書には20年間にわたって被害があったと記載されているが、どの段階で判明したのか。

A 令和7年10月22日に事案について公表したが、その際職員に情報提供を求めたところ、判明した。

Q 以前にも事案があったとのことだが、あらかじめ調査範囲は決めていたのか。

A 調査範囲は特別調査委員の御判断としており、事務局側で範囲を定めてはいない。

Q 前知事が調査報告書提出前に辞職しているということは、御自身にも自覚があったということか。

A 自覚はしていると考える。

Q 本市では、神奈川県弁護士会に第三者調査をお願いしている

が、利害関係があるのでやりづらいのではないかと危惧している。
東京弁護士会に依頼することを決めたのは誰なのか伺いたい。

A 副知事及び総務部長と協議の上、組織として決定した。

Q いわゆるストーカー規制法や軽犯罪法に問うことはしなかったのか。

A 調査報告書には、不同意わいせつ罪やストーカー規制法に抵触する違法行為である可能性を否定できない旨の表現があるが、本県に起訴する権限はないので、このような表現にとどまっている。

Q 前知事と現知事とが面談し、退職金1500万円を自主返納されたということだが、これは退職金全体の何%となるのか。

A 退職金としては約6000万円が支給されており、そのうちの1500万円が自主返納されている。

Q 中村副知事もハラスメントで辞職されたということだが、退職金は返納されたのか。

A 特別職の退職手当の支給に関し、これまで支給制限の規定は限定的であったが、令和8年2月議会において、福井県知事等の退職手当に関する条例及び福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例が上程され、議会の修正を経て可決された。中村副知事は本条例の施行後に退職されているので、支給差し止めとなっている。

Q 額については検討中ということなのか。

A 中村副知事についてもハラスメントの相談があり、福井県コンプライアンス委員会において調査をすることとなった。調査終了までは支給を差し止めることができることから、支給が保留されている状況である。

Q 本市の特別職の退職金については、特別の事由があると認められるときは、市長及び副市長の退職の日から3月以内に市会の議決をもって市長及び副市長の退職手当の額を減額することができるかとされている。貴県の条例改正ではどのような内容となっているのか。

A 本県の場合、期間の定めはなく、先に述べた支払いの差し止めやハラスメント認定された際の支給額の減額のほか、支給後でも返納を求めることができることとなっている。

Q 資料36ページの「f i k a」の意味を伺いたい。

A 仕事の合間などに甘いものを口にしながらコーヒーを飲むスウ

ェーデンの文化・習慣を指す。本県では、スウェーデンのような打ち解けた空間づくりを参考に、同年代、子育て中、管理職など、様々な共通点のある職員がリラックスした雰囲気の中で意見交換・情報交換をする場づくりを進めている。

Q 業務時間内に行っているのか。

A そのとおりである。

Q 福井県コンプライアンス委員会の構成員とコストについて伺いたい。

A 委員会は弁護士2人、社会保険労務士1人、臨床心理士1人、公認会計士1人の5人構成となっており、審議案件や報告案件があるたびに都度招集している。附属機関に関する条例に根拠を置いた機関となるため、コストは謝金や旅費が主となる。

Q ハラスメントと認定を受けた場合、処分の決定は誰が行うのか。

A 福井県コンプライアンス委員会からの助言を踏まえ、本県人事課が処分を行う。

Q 知事は公選されているため、仮に辞職しなかった場合、対応が難しいのではないか。

A お見込みのとおりである。知事には懲戒の概念がないので、県民に御判断いただく形となる。

Q 福井県職員等のハラスメント防止等に関する条例第13条において、役職に応じて異なる対応措置が規定されているが、職員同士のハラスメントは公表されないということか。

A 相談者のプライバシー配慮が最優先と考える。他県では公表しているところもあるようだが、単に公表すれば良いというわけではなく、相談者に対し正確にフィードバックすることが大切であると考えている。

Q 同条例第8条において、ハラスメント事案が発生した場合の対応等についての指針を定め、職員に対し周知徹底を図る旨が規定されているが、ハラスメントに無自覚な人がいるため、その意味で公表と配慮とのバランスが難しいと考えるが、見解を伺いたい。

A お見込みのとおりである。そのため、相談者ファーストで取り組んでいきたいと考えている。

Q リスクを過大評価すると円滑なコミュニケーションを阻害することがあるが、心理的安全性を高めるためにハラスメントの線引きについての工夫していることはあるか。

A 研修が重要であると考えており、全職員を対象とした研修を企画しているところである。ハラスメントの線引きは難しいところではあるが、思いやりが大切であると伝えている。

Q 資料47ページの相談窓口等の運用状況の「対応済」については、相談者も納得しているものか。

A 県庁として安全配慮義務として取りうる措置を全て行ったかというものであり、福井県コンプライアンス委員会から承認を得た件数となっている。

Q 中村副知事の辞職までの流れについて伺いたい。

A 令和8年2月26日に議長から現知事に対し、副知事の刷新について申入れがあり、同年3月23日には中村副知事から辞職願が提出された。なお、本提出はハラスメントの訴えに起因するものではない。前知事の非違行為を間近で見っていた同副知事に対し、議会からは相当数の批判があった。

Q 被害者からの損害賠償請求の動きはないか。また、その被害者から声を聴く機会があったのか。

A 今のところ損害賠償請求の話は伺っていないが、相談者へのフォローは常に続けているところである。



(会議室にて説明聴取及び質疑)



(福井県議会議場にて)